

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

訓 令	ページ
○部課長専行規程の一部を改正する訓令 (業務課)	903
告 示	
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	904
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路管理課)	〃

公 告	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (中丹広域振興局)	904
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (乙訓土木事務所)	905

訓 令

京都府訓令第12号

本 庁

部課長専行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

部課長専行規程の一部を改正する訓令

部課長専行規程(昭和27年京都府訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第18条第10項各号を次のように改める。

- 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)に基づく大麻草栽培者の免許
- 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく報告書及び届出の受理
- 温泉法に基づく温泉管理者に対する温泉の管理上必要な指示及び報告並びに届出の処理
- 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく毒物又は劇物の製造業及び輸入業の登録の更新及び変更並びに届出の受理
- 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)に基づく特定毒物使用者及び実地指導員の指定
- 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)に基づく覚醒剤の施用機関及び研究者の指定及び指定の取消

し

- 覚醒剤取締法に基づく覚醒剤原料の取扱者及び研究者の指定及び指定の取消し
- 覚醒剤取締法に基づく届出の受理
- 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に基づく麻薬取扱者及び向精神薬取扱者の免許
- 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬の譲渡しの許可
- 麻薬及び向精神薬取締法に基づく報告書及び届出の受理
- あへん法(昭和29年法律第71号)に基づくけし栽培者の許可申請書の進達
- あへん法に基づく報告書及び届出の受理並びに進達
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の更新
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業の許可の更新
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の製造業の許可申請等の進達及び許可の更新、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造業の登録の更新並びに医療機器の修理業の許可の更新
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品の販売業及び再生医療等製品の販売業の許可の更新

- (18) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく配置販売業者又はその配置員に対する身分証明書の交付
- (19) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に基づく医薬品、医療機器及び再生医療等製品の検定申請書の進達及び検定合格証明書の交付
- (20) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく届出の受理
- (21) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく販売従事登録証の交付
- (22) 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師の免許申請書等の進達
- (23) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に基づく家庭用品の回収命令等

附 則

この訓令は、令和6年12月12日から施行する。

告 示

京都府告示第605号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

京丹後市網野町木津（元上野）小字三宅谷40、41の1、42から47まで、47の乙、48から52まで、10003、10004、10005の1、10006、10006の1から10006の3まで、10007から10018まで、10019（次の図に示す部分に限る。）、10019の1、小字トイシガ尾10070の1（次の図に示す部分に限る。）、網野町木津（元中館）小字三明谷奥872から874まで、875の1、876、小字三明谷877から879まで、網野町木津（元和田上野）小字三宅谷133、134、135の1、135の乙、136の乙、137、小字三宅谷奥135、小字宮ヶ谷10006、10007、10007の1、10008の1、10009、10011

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

網野町木津（元上野）小字三宅谷40・41の1・42・44から46まで・10004・10019の1・網野町木津（元中館）小字三明谷879・網野町木津（元和田上野）小字三宅谷133・134・137・小字宮ヶ谷10009（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第606号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和6年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

道路の種類	路 線 名	区 間
府 道	西京高槻線	向日市寺戸町西ノ段11の5から向日市寺戸町西ノ段4の16まで上り線
		向日市寺戸町中ノ段19の11から向日市寺戸町中ノ段17の1まで下り線

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和6年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社六和
代表取締役 金本 三郎
福知山市字三俣381番地の1
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（砂利）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
福知山市字大内小字向山264番ほか(次の図のとおり)
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
8.1ヘクタール
- 5 期間
(1) 林地開発行為を行う期間
令和7年5月31日から令和10年5月30日まで
(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
平成18年5月19日から令和18年5月30日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	福知山市字大内内地内に存する府道岩崎市島線（次の図のとおり）	出入口付近に作業員を配置し、出入りする車両及び歩行者の安全確保に努める。 運搬車両は、法定速度を遵守するよう、運転者への指導を徹底する。
周辺道路の汚れの発生	〃	場外に出る車両は、開発区域に隣接するタイヤ洗い場でタイヤを洗浄する。泥の付着が多いときには、作業員が高圧洗浄機でタイヤの泥を洗浄する。 府道の汚れが発生した場合には、作業員が適宜清掃を行う。 周辺側溝は、定期的に土砂等の除去を行う。
粉じん・土ぼこり及び騒音の発生	福知山市字大内内地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	重機の不要な運転を禁止するとともに、時間を定めて作業を行う。

		乾燥時期の作業には、場内に散水を行う。
土砂流出及び濁水の発生	福知山市字大内内地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	沈砂容量を確保した防災池を区域の奥と出入口付近に設置し、場内の排水は、泥を沈下させた後に場外に排水することにより、下流への土砂流出及び濁水の発生を防止する。
河川水量の増加	〃	開発区域の雨水は、全量を防災池に集水した後に場外に排水する。 施設の機能が損なわれないように、堆積した土砂を定期的に除去し、池の容量を確保する。
神社景観への影響	福知山市字大内内地内に存する妙見神社から半径100mの範囲（次の図のとおり）	妙見神社の景観に配慮する目的で、神社より半径100m以内の範囲での開発行為は、行わない。

8 縦覧場所

- (1) 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 舞鶴市字浜2020番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 福知山市産業政策部農林業振興課 福知山市字内記13番地の1
- (4) 有限会社六和 福知山市字三俣381番地の1

9 縦覧期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和6年12月10日（火）から令和7年1月9日（木）まで
- (2) 提出先
〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。）



向日市から京都都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条

第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和6年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊



長岡京市から京都都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和6年12月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊